

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループの企業理念に基づいて、「信頼と誠実」は法令遵守、「人と社会に認められる価値を創造」はステークスホルダーにとってより魅力的な企業とするために企業価値向上、と捉えてコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスを経営の必要条件と認識して、経営の意思決定の迅速化・透明性・合理性を追求し、ステークスホルダーの利益を守り、会社の持続的な成長/中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施していると認識しております。

【原則1-4】政策保有株式

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携関係の維持・強化等を勘案し、事業運営上必要が認められると判断した場合には、上場株式を保有する場合があります。保有した株式につきましては、事業の成長性や財務上の収益性、保有リスク等の観点から、保有意義や資本コスト等の経済合理性を必要に応じて取締役会等で検証し、検証の結果、保有に一定の合理性が認められず、中長期的な観点からも当社の企業価値向上に資すると判断できなくなった場合には、株価や市場動向を見ながら適宜売却による縮減を行う方針であります。

また、議決権行使につきましては、中長期的な企業価値向上の観点から議案ごとに確認し、議決権を行使する方針であります。

【原則1-7】関連当事者間の取引

取締役の競業取引、当社と取締役間の自己取引及び利益相反取引は、取締役会において当該取引の承認及び報告を行うことを、取締役会規則にて規定しております。当該取引が行われた場合は、株主総会招集ご通知や有価証券報告書などにより開示することとしております。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社グループには企業年金制度は無く、確定拠出年金制度を採用しております。

従業員個々の資産形成に重要な事項としてその制度の運営と運用に当たっての社員への教育を人事部門が担当し、取り組んでおります。昨今では、給与天引き積立NISAの導入や社員が参加できる取引金融機関のセミナーを企画・実施するなど、積極的に推進しております。

【原則3-1】情報開示の充実

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行っております。

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画は、ホームページ等で必要に応じて情報発信しております。

<http://www.aiholdings.co.jp/company/index.html>

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「Ⅰ 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 役員の報酬等を決定するに当たっての方針と手続は、取締役の報酬総額の限度額、監査役の報酬総額の限度額は株主総会で決定し、取締役個別の報酬額については取締役会で、監査役個別の報酬額については監査役会で決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は、当社では一定の要件に基づき、各取締役及び監査役から推薦された候補者から、監査役候補者については監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名については、当社ではその知見・実績を踏まえたうえで、社内の各業務分野より偏りなく選任することを旨としております。社外取締役及び社外監査役の候補者については、能力と独立性を勘案し選任いたします。取締役及び監査役の候補者については、いずれも取締役会での審議を経て、正式な候補者として株主総会にてその選任理由とともに付議されます。

【補充原則 4-1-1】取締役会の決定事項等

取締役会は、当社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する機能を担っております。取締役会規則にて決議事項、報告事項を明記しており、経営陣への委任に関しては稟議規程及び職務権限規程で詳細を定めております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準等

独立社外取締役については、会社法上の要件に加え当社の企業理念や企業活動を熟知し、その経験に裏付けされた高い次元から当社経営の監督を行うことを期待し、その役割を担うに相応しい人格・専門的知識・幅広い経験等を備えているかを検討して選任しております。

更に、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定し、有価証券報告書及び本報告書の「Ⅱ 1. 機関構成・組織運営に係る事項(独立役員関係)」に記載しております。

また、東京証券取引所が定める独立役員に関する基準に従い判断し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性のある者を独立社外取締役に指名しております。

【補充原則 4-11-1】取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会は、当社グループの規模及び事業の内容から、機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持しております。また、取締役会規則に定める経営方針、経営計画等の重要政策を含む、経営執行の責任者である会長から提案される経営上重要な事項の承認と、業務執行

の監督を行っております。

取締役に関しては、高い倫理観を持ち、かつ、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験・知識・能力のバランスを有するものを選任しております。また、経営の透明性及び業務執行に対する実効性の高い監督機能を発揮するため独立社外取締役2名を置き、過半数の取締役は執行役を兼務しない人材としております。

更に今後は、改選期の都度、ジェンダーや国際性も含めた多様性も考慮した必要な人材の登用を検討していくこととしております。

〔補充原則 4-11-2〕取締役・監査役の兼職状況

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきであると考えております。取締役・監査役の重要な兼職状況につきましては、株主総会招集ご通知等で毎年開示しております。

〔補充原則 4-11-3〕取締役会全体の実効性についての分析・評価

当社では、昨年度より取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性についての調査・分析・評価を開始いたしました。その結果、昨年度の分析・評価では以下の課題が提起されました。

〔課題〕

(1)取締役会の多様性の議論
・女性役員の登用
・監査役に会計の専門家の登用

(2)関連会社の進捗状況など社外役員への定期的なレクチャーの機会の設定の議論

(3)中期計画における成長戦略の核となる事業要素についての継続的な議論

(4)コンプライアンスと主要なリスクに対する対処体制の維持強化の議論

当社の取締役会は、昨年度の調査・分析・評価の結果から確認できた上記の各課題に対し、当期は個別に解決策を検討し対処を進めてまいりました。

その結果、(1)に関しては、次期改選においては、会計の専門家の登用も含め『性別等に関わらず必要な人材を選任する』ことが決議されました。更に(4)については、当期は関連会社の役員向けのハラスメントと不正に関する集中研修会を実施することにいたしました。

当社の取締役会は、今後も残された課題解決を含め、実効性の高い取締役会の実現を目指しております。

〔補充原則 4-14-2〕取締役に対するトレーニングの方針

必要な知識習得などの取締役・監査役へのトレーニングは、新任の取締役・監査役に対しては、証券代行会社が主催する研修会を受講させることで期待される役割と責務を理解させております。また、就任時には財務諸表・取締役会規程・コンプライアンス規程等で経営に必要な情報を共有しております。

加えて、グループ経営会議等を通じてグループ内の事業理解及び課題の共有化に取り組んでおります。また、適時経理財務やリスクマネジメント等のテーマを扱う外部セミナー等への参加を推奨しております。

〔原則5-1〕株主との建設的な対話に関する方針（〔補充原則〕5-1-1、2、3を含む）

株主との実際の対話（面談）の対応者は、代表取締役が率先して行い、実務サポートを広報室が担当しております。

株主との建設的な対話については、代表取締役が関連部門から情報を収集して直接創案し、それをもとに決算説明会を開催し、直接対話しております。また、スモールミーティング、1on1ミーティング等の個別の対話については、広報室が窓口となり前述の対応を行っております。広報室は、定期的・定例的に経営戦略・財務経理・総務人事部門等の関連部門責任者とミーティングを行い、IRミーティング等の株主との対話で把握された株主意見のフィードバックを行っております。これらの活動についてはインサイダー情報が含まれないように留意し、内部情報管理規程を遵守しております。

株主構成は毎年2回分析し、その結果は、主に上位株主については有価証券報告書及び定時株主総会招集ご通知等にて開示を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

〔大株主の状況〕更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐々木 秀吉	11,005,500	23.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,260,800	11.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,291,100	6.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,120,700	6.59
JP MORGAN CHASE BANK 385166	862,100	1.82
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	773,000	1.63
第一生命保険株式会社	760,000	1.60
あいホールディングス社員持株会	745,963	1.58
野村信託銀行株式会社(退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口)	640,000	1.35
東京海上日動火災保険株式会社	602,960	1.27

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

1. 当社は自己株式9,231,672株を有しております。
2. 2018年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド及びシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが2018年9月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。
 [氏名又は名称 (保有株券等の数、株券等保有割合)]
 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 (1,112,900株、1.97%)
 シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド (1,722,133株、3.04%)
 シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド (79,000株、0.14%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	卸売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三山 裕三	弁護士											
河本 博隆	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三山 裕三	○	----	長年にわたる弁護士実務を通じて豊富な経験と高度な専門知識を有しており、主に企業統制と統治について、独立した立場から、助言、提言をいただいております。過去に社外取締役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き果たしていただけると判断し、社外取締役として選任しています。 また、「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。

河本 博隆	○	----	通商産業省(現 経済産業省)に入省以来、長年にわたり国家機関の要職を歴任された豊富な経験と見識で、経営全般にわたり独立した立場から、助言、提言をいただいております。過去に社外取締役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き果たしていただけると判断し、社外取締役として選任しています。 また、「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。
-------	---	------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より本決算、四半期決算時に監査報告を受け、協議することに加え、適宜会合を開催し、監査計画、監査実施状況、指摘事項の改善状況の確認、取締役の行為の適法性の確認等に関する情報交換を行い、必要に応じて対処しております。

また、当社は内部監査室(3名)を設置し、当社グループ各社の内部統制の整備・運用状況について、内部監査の年間計画を立案し、内部監査を実施しております。監査役との情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図りながら、内部監査機能の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安達 一彦	弁護士													
石本 哲敏	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安達 一彦	○	----	長年にわたる弁護士実務を通じて豊富な経験と高度な専門知識を有しており、独立した立場から、客観的、中立的に取締役の業務執行状況を監査しています。過去に社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、今後も経営の健全性の維持向上に貢献できると判断し、社外監査役として選任しています。 また、「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。
石本 哲敏	○	----	長年にわたる弁護士実務を通じて豊富な経験と高度な専門知識を有しており、独立した立場から、客観的、中立的に取締役の業務執行状況を監査しています。過去に社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、今後も経営の健全性の維持向上に貢献できると判断し、社外監査役として選任しています。 また、「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、以下に該当する者は独立性がないものと判断しております。

○社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準○

- 当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）又はその就任の前10年間に於いてそうであった者
- 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）、又は主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近5年間に於いてそうであった者
- 当社が現在主要株主である会社の業務執行者及び監査役
- 当社グループの主要な取引先（直近事業年度又は先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2%を超える支払いをしている若しくは支払いを受けている）の業務執行者
- 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の業務執行者
- 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者及び監査役
- 当社グループの主要な借入先（注2）又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近3年間に於いてそうであった者
- 当社グループの会計監査人又は監査法人等の社員、パートナー又は従業員である者、又は最近3年間に於いてそうであった者（現在退職している者を含む）。
- 上記8. に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- 上記8. に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた）の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者
- 上記1. ～10. の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

（注）

- 業務執行者とは、業務執行取締役又は執行役員その他これらに準じる者及び使用人。

2. 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関グループであって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関グループ。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、利益の状況を勘案し決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役に対する報酬の内容は、在任の取締役5名に対して107百万円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等は、役位を基に担当職務と責任に応じて支給する基本報酬及び業績連動報酬(賞与)で構成しております。業績連動報酬(賞与)に係る指標は、当社グループの業績と直接連動させることを目的に当該期業績の最終結果を表す「親会社株主に帰属する当期純利益」の前年度実績とし、業績連動報酬(賞与)の額は、この指標と業績への貢献度を総合的に勘案して予定額を決定しております。ただし、業績連動報酬(賞与)は、期中の業績予測を踏まえ、予定額から増減することができるとしております。なお、社外役員の報酬は経営への監督機能を有効に機能させることを目的に基本報酬のみとしております。

取締役の個別の報酬については、毎期の株主総会後の取締役会で役位、職責、業績及び業績向上への貢献度を総合的に勘案して決定しており、監査役の報酬は監査役会で決定しております。役員の報酬等の総額限度額は、2007年2月23日開催の株主総会で以下のとおり決議されております。

- ・取締役の報酬の限度額: 年額400百万円以内(使用人分給与は含まず)
- ・監査役の報酬の限度額: 年額90百万円以内

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

必要に応じて資料の事前説明及び意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む3名の監査役及び監査役会を中心に経営監視体制を構築しております。

(取締役会)

当社の取締役会は、提出日現在、5名の取締役で構成されております。原則四半期ごとに取締役会を開催して、経営の基本方針や重要事項を決定するとともに、業務の遂行状況についても随時報告を行っております。また、社外取締役は独立した立場から取締役会に出席し、豊富な経験と見識から多面的な視点で経営を監督しております。

(監査役及び監査役会)

当社の監査役会は、3名で構成されております。監査役の監視機能の信頼性と健全性を高めるために、監査役3名のうち2名は社外監査役であり、社外監査役は独立性と専門性を重視して選任しております。各監査役は、株主総会や取締役会等の重要会議への出席や、取締役・従業員・内部監査室・会計監査人からの報告收受などを行い、取締役の職務執行を監督しています。

(会計監査人)

当社は、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し監査業務を実施しております。監査に際しては、当社グループの各機関、各部門と連携し、独立かつ客観的な立場から関係法令に則り公正な会計監査を行っております。

(経営会議)

当社は、グループ経営の重要事項について検討・決定や、コーポレート・ガバナンスに関する事項を検討・周知するため、経営会議を原則四半期ごとに開催しております。

(内部監査室)

当社の内部監査室は3名で構成されております。当社グループ各社の内部統制の整備・運用状況等について、内部監査の年間計画を立案し、

内部監査を実施しております。内部監査の実施結果については、代表取締役様に報告しております。また、監査役との情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図りながら内部監査機能の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、業務に精通した取締役が取締役会における審議・決定に基づき業務を執行し、監査役及び監査役会が取締役による業務執行の監視を行う体制が、コーポレート・ガバナンスの目的を果たし、迅速かつ効率的な経営を行ううえで最も適切であると考えて、現在の企業統治の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については、法定期日（総会日の2週間前）の8日前に発送しております。また、上記発送同日にTDnet及び当社ウェブサイトにて電子的に公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2019年9月26日に第13回定時株主総会を開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回定期的に決算説明会を開催し、アナリスト、機関投資家向けに代表取締役会長が説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.aiholdings.co.jp に、東京証券取引所に開示しておりますニュースリリース、株式情報、決算情報、事業報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部 広報室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「全ては信頼と誠実から始まり人と社会に認められる価値を創造する」というグループの企業理念のもと、ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組みを実施しております。また、グループの「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」において、当社グループの使命と社会的責任を明記し、ステークホルダーとの関係について規定しております。当社グループでは、社員一人一人が信頼される誠実な企業人として人・社会と接し、その信頼に基づいた持続可能な価値を創造し、提供してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、グループの「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」において、環境問題への取り組みを重要な使命と位置づけ、環境保全活動及び、環境への負荷や生態系への影響を考慮した事業活動をグループ各社に周知しております。 主要事業会社でセキュリティシステム等の商社である株式会社ドッドウエル ビー・エム・エスにおいては、ISO準拠した製造元の製品を仕入れる等、販売面から環境への取り組みを行い、メーカーであるグラフィック株式会社では、ISO14001を取得し、環境目的・目標の設定と定期的な見直しを通じ、製造面から環境パフォーマンスの向上を図っております。また、同社は環境を考慮した製品開発においても「国際エネルギースタープログラム」への登録、「グリーン購入法特定調達物品」への適合など具体的な成果を上げています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報の開示は金融商品取引法等の諸法令（以下、諸法令）並びに東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、開示規則）」に従い、諸法令や開示規則の定める重要事実に関連した事象に関しては、可及的速やかに情報の開示を行うことを基本方針としております。 情報の開示にあたっては株主、投資家を含む当社のあらゆるステークホルダーに対し公平かつ迅速に伝達できるよう、東京証券取引所のTDnet並びに記者クラブ等を通じたプレスリリース等にて発表するとともに、発表内容を当社のウェブサイトに掲載しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取組みを軸として業務の適正性を確保するための体制を整備し、監査役会設置会社として、監査役への報告体制又監査役による監査の実効性に向けた取組みを行ってまいります。

○内部統制システムの基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底する。また、徹底を図るため、内部監査室においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。

内部監査室は、当社及び子会社から成る企業集団のコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その活動を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、顧客情報及び営業秘密等を管理するため「情報管理規程」を定めるとともに、社内外を問わず業務上の全ての情報を保存及び管理するため「文書管理規程」を定める。

取締役会その他の重要会議の意思決定に関する情報や、その他の重要決裁に関する情報についても、「文書管理規程」に基づき文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」を定め、各部門のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

内部監査室は、当社及び子会社から成る企業集団におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の効率的な業務執行を確保するため、経営方針及び経営戦略に関する重要事項については、子会社の取締役の参加を適宜求めつつ、代表取締役会長、代表取締役社長、その他の取締役によって構成される経営会議において事前に十分な審議を行うこととし、その上で、原則四半期ごとに開催される取締役会に諮り決定する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、企業集団各社の重要事項の決定等に関し情報の共有化を図るとともに、企業集団全体の内部統制システムを構築し、その有効かつ適切な運用を進める。

内部監査室は、企業集団各社の業務遂行状況等の監査を実施し、その結果を企業集団各社の責任者に報告する。企業集団各社の責任者は、必要に応じて内部統制の改善を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命、異動等の人事に係る事項の決定には、監査役会の意見を尊重する。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、監査役に対して、重大な法令・定款違反又は会社に着しい損害を及ぼす虞のあることを発見した場合には、速やかに報告、情報提供を行うものとし、報告したことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行の状況を把握するため、必要がある場合には当社及び子会社の取締役及び使用人等に説明を求めることができる。

9. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役会長、代表取締役社長及びその他の取締役等と定期的に情報・意見交換を実施する。また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等、連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス規程」を定め、当局と連携しつつ企業集団全体として、社会の秩序や安定に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。

また、コンプライアンスマニュアルにおいて、反社会的勢力に対する行動指針を示し、取締役及び使用人への周知徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

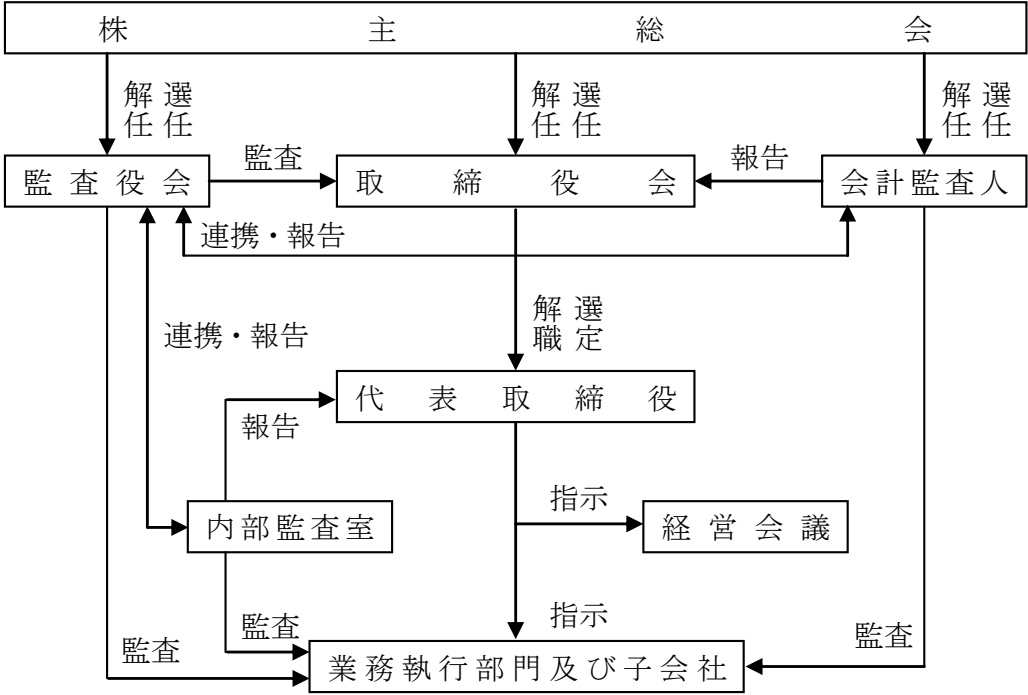
[適時開示に関する会社の基本方針]

当社は、会社の経営内容、企業情報を適時開示することにより、常に企業活動の理解促進に努めなければならないものとしてコンプライアンス規程に定め、情報開示に取り組んでおります。ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環と位置付け、金融商品取引法、東証開示規則等により情報開示が必要とされる情報はもとより、株主、機関投資家、アナリスト等の皆様、あるいは取引先、地域社会をはじめとするステークホルダーの皆様に対し、適時・公平に・正確でわかりやすい企業情報の提供に積極的に努めております。

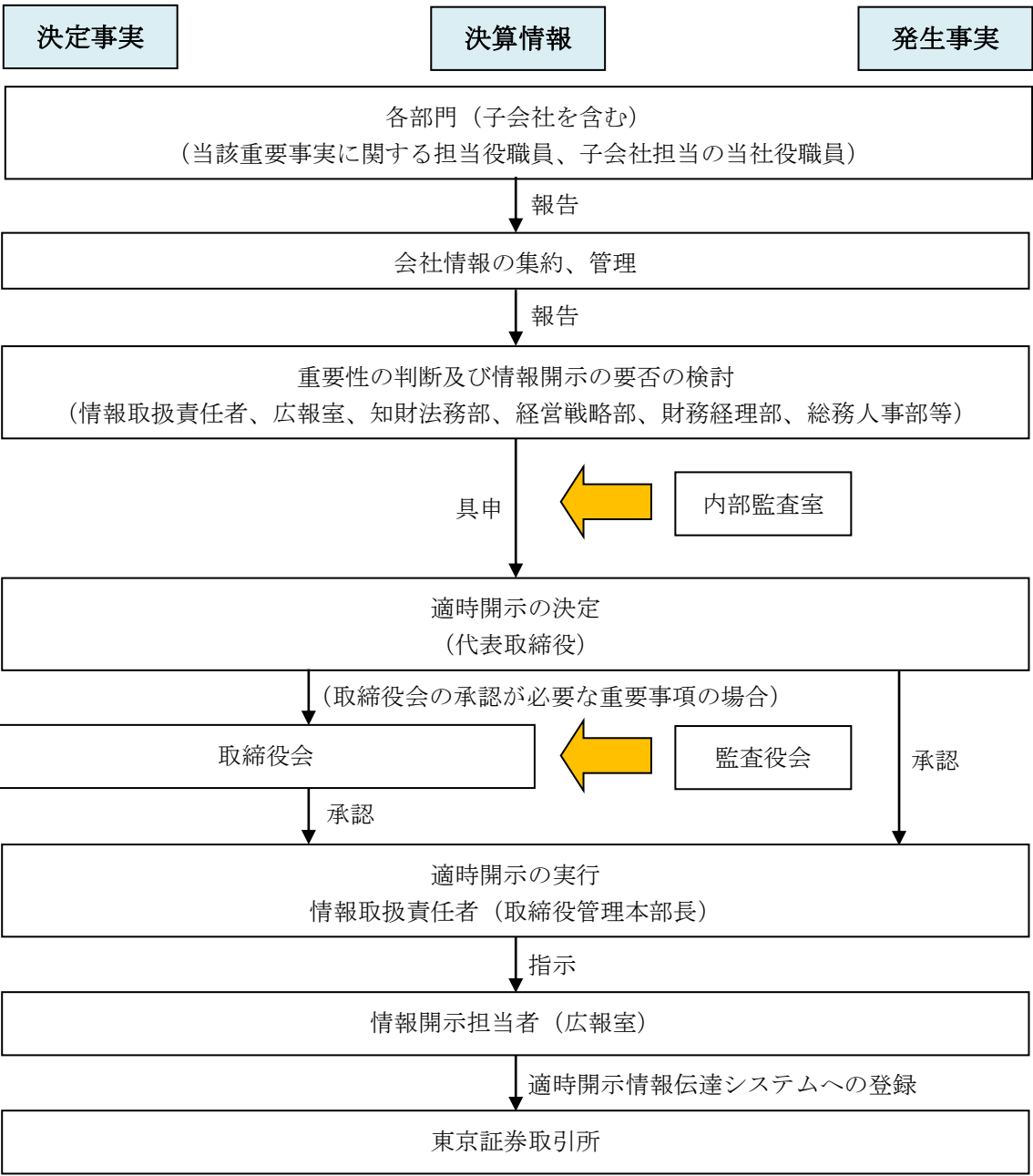
[適時開示に係る社内体制]

1. 金融商品取引法、東証開示規則及び当社「内部情報管理規程」等の規定に基づき、代表取締役及び情報取扱責任者は、法務、総務、財務等の関連部署や内部監査部門とも協議のうえ、当社（子会社を含む）に係る重要な決定事実、発生事実及び決算情報については、適時開示情報に該当するか否かの判断を行い、必要に応じてインサイダー取引の未然防止のために当該情報の管理徹底を図っております。
2. 重要な決定事実及び決算情報については、取締役会の決議を経た後、速やかに情報開示担当部門（広報室）を通じて東証への適時開示（TDnet利用）を行い、当社ホームページにも掲載し、当該情報の周知を図っております。
3. 重要な発生事実に関する情報は、社内各部門（子会社を含む）で発生次第、代表取締役及び情報取扱責任者の判断により、関係部門及び監査役等の助言を得ながら、上記の決定事実に準じて速やかに開示する体制が整備できております。
4. 金融商品取引法に基づく有価証券報告書、四半期報告書等の報告書類は、情報開示担当部門（広報室）との連携のもと、所管の財務部門において、上記に準じて財務局へ提出された後（EDINET利用）、財務局で開示・縦覧されております。

【 コーポレート・ガバナンス体制図 】



【 適時開示に係る社内体制のフロー図 】



以 上